

上尾市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 1 2 号

上尾市図書館規則の一部を改正する規則

上尾市図書館規則（平成 1 8 年上尾市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項を次のように改める。

分館等の休館日は、次の各号に掲げる分館等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号に掲げる分館等以外の分館等 第 3 条第 1 項各号に掲げる日
- (2) 上尾市図書館上尾駅前分館 第 3 条第 1 項各号に掲げる日及び館長が定める日

第 1 5 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 上尾市図書館上尾駅前分館 午前 1 0 時から午後 8 時まで
別表上尾市図書館上尾駅前分館の項中「上尾市柏座一丁目 1 番 1 5 号」を「上尾市宮本町 1 番 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 9 年 3 月 2 3 日から施行する。